

## 丹波篠山市申請書作成システム導入業務仕様書

### 1 業務名

丹波篠山市申請書作成システム導入業務

### 2 業務の目的

現在は、市役所窓口において各種証明書を取得する際などには、記載台において申請書を手書きで記載する必要があり、複数の申請書を記載する場合には、同じ内容を何度も記載する必要があり、申請者の負担となっている。

そのため、マイナンバーカードや運転免許証などの情報を利用して申請書に記載事項を自動的に転記することにより、申請者の負担軽減を図ることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月24日まで

### 4 設置か所数

1か所以上

※実施要領の初期費用上限額内で設置可能な設置台数等を提案すること。

### 5 業務内容

(1) 申請書作成システム、システム操作用端末、マイナンバーカード等読取装置、申請書出力用プリンタ等、申請書作成システムに必要な一式を導入するものとする。

(2) 誰でも簡単に操作可能できるよう配慮されていること。

(3) 情報セキュリティに配慮された構成であること。

(4) 複数の申請書様式に対応していること。

(5) マイナンバーカード、運転免許証に対応していること。

### 6 納品物

(1) ハードウェア一式

(2) 操作マニュアル

(3) 操作マニュアルが記録された電子媒体

### 7 その他

(1) 受託者は、業務の実施に伴い適用を受ける関係法令を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、本業務において知り得た情報等を他の目的で使用してはならない。また、第三者に漏えいし、又は開示してはならない。本業務完了後においても同様とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項であっても導入に当然必要と思われる事項については、提案に含めることとする。また、その旨を提案書に記載すること。

(4) 本業務履行にあたっては、本市と協議のうえ行うこと。

(5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定する。